



長岡版

発行編集
長岡民主商工会
長岡市中沢167-1
☎ 33-5948

2025年
8月18日
第2250号

消費税を5%に減税し、
インボイス制度は廃止を
大軍拡・大増税をやめよ
税務相談停止命令制度は
廃止を

定額減税補足給付金(不足額給付)について

「私は対象になるのか」など、不明な点は民商に相談を

1. 定額減税補足給付金(不足額給付)とは
2024年度に実施された定額減税(所得税3万円、住民税1万円、合計4万円の減税)を受けていない、または、減税しきれない額があった場合、次の①、②のいずれかに当てはまると定額減税補足給付金(不足額給付)の対象となる可能性があります。

① 2024年度の税額から定額減税しきれない額があり、2024年夏に市町村から支給された当初調整給付の算定額に、結果として不足が生じる場合(Ⅱ当初調整給付額から本来の定額減税額を差し引くとマイナスになる場合)。不足額を1万円単位に切り上げて給付。

② 2024年度定額減税や当初調整給付を受けておらず、次のア、ウのすべてに該当する場合。原則4万円を給付。

ア. 2024年度分の所得税額と2024年度分の個人住民税所得割額が0円。

イ. 制度上、扶養親族から外れてしまう個人住民税所得割非課税の人(主に青色事業専従者、白色事業専従者)。

ウ. 世帯内に個人住民税所得割が課税されている人がいる、または、世帯の全員が個人住民税課税者に扶養されている。

2. 対象者への案内(長岡市)

対象者には8月上旬より、次の①、②のいずれかの案内が送付されます。

① 支給の「お知らせ」の送付

当初調整給付金や非課税世帯への給付金の支給実績などがある場合、支給の「お知らせ」が送付されます。「お知らせ」に記載された口座への支給に問題がなければ、支給に関する手続きは不要となります。

支給予定時期: 2025年8月28日(木)

② 支給「確認書」の送付

右記①支給の「お知らせ」に該当しない方には「確認書」が送付されます。「確認書」が届いた方はオンライン、または、書類による手続きが必要です。

(下段左に続く)

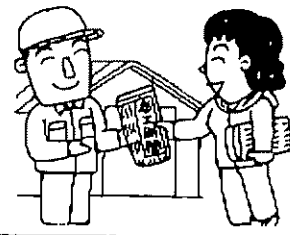
今週号の商工新聞本紙8面
酒井光男会長の記事を掲載

全国商工新聞今週号8面に、長岡民商・酒井光男会長の記事が掲載されています。
7月下旬、全国商工新聞の下杉記者が酒井会長を訪れ、酒井会長の仕事であるスクラップ卸売と関連業界の様子について取材したものです。ぜひお読みください。

事務所のお休みと次号のお届けについて

① 事務所のお休みについて
8月9日(土)から11日(月・祝)までの間と13日(水)から17日(月)までの間、事務所はお休みとなります。よろしくお願ひします。

② 次号のお届けについて
次号8月25日号は8月19日(水)に到着する予定です。
同日から25日(月)の間にお届けします。



支給予定時期: 2025年9月1日(月)以降

受理後、4週間程度で支給

申請期限: 2025年10月31日(金)

注意! 書類の不備等による訂正・再提出も申請期限内に行う必要があります。早めに申請しましょう。

3. 対象になるかどうかも含め、不明な点は民商に相談を

定額減税補足給付金(不足額給付)の算定は複雑です。対象の適否(対象になるかどうか)についても、所得や個人住民税所得割の課税の有無などに関連するため、判断が難しくなるケースがあります。

「私は対象になるのか」「確認書が届いたが、書き方がわからない」など不明な点がある場合は、早めに民商にご連絡・ご相談ください。